



		多治見	瑞浪	土岐	センター	合計	少年相談	
4月	指導件数	0	0	3	0	3	電話	3
	内女子件数	0	0	1	0	1	メール	2
	声かけ件数	473	542	697	50	1,762	合計	5

平成21年5月より1年間、指導員のみな様には街頭指導にご尽力いただきまして、誠にありがとうございました。おかげさまで大きな事件もなく、子どもたちが無事に過ごすことができましたと感謝しております。

4月の活動結果も上記のように、指導で目だったものは高校生の喫煙3件でした。春休みがあり、ちょっとした気のゆるみと高校を卒業したという開放感が、喫煙という行為に走らせたのだと思います。

未成年の喫煙者に出会ったとき、指導員の対応は非常に難しいことです。頭ごなしに注意するのではなく、「未成年者の喫煙は身体に良くないし、吸ってる様子もカッコウ良くないよ」と自分から喫煙を止めるように話しかけることを心がけていきましょう。

5月8日に平成22年度の委嘱式を行いました。新しく指導員になられた方、引き続き指導員になられた方、これから1年間街頭指導で大変なご苦勞をおかけすることになります。指導員の皆様にはよろしく願いいたします。また関係する皆様方のご支援、ご理解をこの機会にお願い申し上げます。

街頭指導中でも、日々の生活の中においても何かお気づきのこと、ご不明のことがありましたら、下記までおしらせください。

東濃西部少年センター

TEL 23-3455

メールアドレス [anshin55@crux.ocn.ne.jp](mailto:anshin55@crux.ocn.ne.jp)

5月8日の委嘱式では、194名の指導員の内、約80%の方々に出席いただきました。そして、直後の10日からは、3地区一斉に街頭指導を始めていただいています。本当に有難いことです。この機会に、当少年センターの役割について、改めて触れてみたいと思います。

一言でいえば、「青少年の健全育成」を願って、非行や不良行為の早期発見、早期指導という積極的な未然防止への取り組みがその役割です。

そして具体的な活動の一つが指導員による街頭指導です。街頭での指導といっても、この分野は広く複雑です。専門的な知識や経験、あるいは警察官のような特別な権限を必要とするものもあります。

しかし、ボランティアによる指導員には、公的に委嘱された身分であっても、与えられている権限は口頭による指導だけです。すなわち、社会人として誰にでもできる範囲のことに限定されています。

だからこそ、この活動において私たちが大切にしていることは、まず、青少年との信頼関係をつくるための日常的な声かけ（言葉かけ）なのです。彼等と正面から向かい合い、声をかけあえる（言葉をかかわせる）関係づくりこそが基本であるととらえています。これができていれば、必要な時（見逃してはならない事例に直面した時）臆せず自信を持って注意や叱責もできるはずですから。こうした私たちの基本姿勢をどうかご理解いただき、益々のご支援、ご協力をお願いいたします。